

集会所の修繕費用を補助します

珠洲市集会所修繕費補助金のご案内

珠洲市では、コミュニティ活動の中心となる集会所の修繕等に要する経費の一部を補助しています。この度の地震により被災した集会所の復旧を支援するため、制度を拡充しました。【赤字部分】

1 補助金交付の要件

- ・市内に事務所または事業所を有する個人または法人に発注し、工事費20万円以上の工事が対象となります。

2 補助対象となる工事及び補助金の額

- ①維持管理上必要と認められる修繕工事を行う場合
- ②公共下水道等への接続工事及びそれに伴う給排水衛生設備工事を行う場合
- ③冷暖房設備工事を行う場合

①～③の場合



補助対象経費の2分の1以内
補助金の上限額200万円

④地震等の自然災害により被災した箇所を原形復旧するために修繕を行う場合

※市の災害対策本部が設置されるなど被害が甚大である自然災害と認められる場合に限りです。
※令和5年5月5日以後に発生した災害から対象となります。（申請期間は3年以内）

④の場合



補助対象経費の4分の3以内
補助金の上限額300万円

- ・損害保険等に加入している場合
補助対象経費から損害保険等を控除した額より補助金の額が上回る場合は、上回った金額を補助金の額から差し引きます。

3 補助の対象とならない経費

- ・土地又は建物の賃借料に係る経費
- ・集会所の解体に係る経費
- ・倉庫や納屋の修繕費用
- ・家具類や電気製品などの備品購入費
- ・敷地内に併設されている寺、神社等の修繕費用

※裏面もご覧ください。

修繕を実施する前に申請してください。

申請に必要な書類

- (1) 珠洲市集会所修繕費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 珠洲市集会所修繕事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 工事見積書
- (4) 設計図書（平面図、立面図、付近見取図、着工前の写真）
- (5) 契約書の写し（仮契約書でも可）
- (6) その他（被災した箇所を修繕する場合は、被災したことが分かる資料）

交付申請書（様式第1号）や収支予算書（様式第2号）の用紙は、珠洲市役所総務課で用意しています。

また、市ホームページからもダウンロードできます。「珠洲市集会所修繕費補助」で検索してください。

問い合わせ：珠洲市総務課行政係
☎0768-82-7711